

平成24年7月26日

於 教育委員会室

平成24年7月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成24年7月大和市教育委員会定例会

○平成24年7月26日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	森山寛
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員長	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	田中博	こども部長	酒井克彦
文化スポーツ部長	金守孝次	教育総務課長	川口敏治
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	岩本信也
指導室長	西山誠一郎	教育研究所長	藤倉秀明
青少年相談室長	岩堀進吾	こども・青少年課長	村井英雄
文化振興課長	北島滋穂	生涯学習センター館長	西山正徳
図書館長	井上克彦	スポーツ課長	小林豊

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主任	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第 1（議案第18号） 大和市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 日程第 2（議案第19号） 平成24年度大和市奨学生の決定について
 - 日程第 3（議案第20号） 平成25年度使用小学校教科用図書の採択について
 - 日程第 4（議案第21号） 平成25年度使用中学校教科用図書の採択について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○青 蔭
委員長

ただいまから、教育委員会7月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までです。

前回の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。

今回の署名委員は4番篠田委員、1番森山委員、それぞれよろしくお
願いします。

続きまして、教育長報告をよろしくお願いいいたします。

○滝 澤
教育長

7月の定例会の教育長報告をいたします。

前月定例会以降の動きということで、12項目ほどございますので、
何点かご報告いたします。

4番目、大和警察署使用不能時における施設使用に関する協定書の調
印式が7月5日木曜日の14時から市長公室で行われました。これは大
和警察署の建物が機能不全に陥った場合に、警察署の機能を青少年セン
ターに移せるよう、その施設使用に関する協定書を締結するものです。
大和警察署の山崎署長、市長と私が調印をいたしました。このような事
態にならない方が良くと思いますけれども、有事の場合にはこのような
対応をしていくということで、調印式を行いました。

5番目の全国高校野球神奈川大会の開会式が7月8日の日曜日の12
時から横浜スタジアムでございました。190チームという、非常に多
くの高校球児が一堂に集って開会式を行いました。熱戦が繰り広げられ
て、もう準決勝が行われています。また、甲子園で神奈川の代表が活躍
することを期待したいと思います。

6番目、小学校教頭会の研修が7月12日木曜日の2時半から生涯学
習センターでございました。私が出席し、いじめ・不登校の解消へ向け
てということで、1時間ぐらいお話をしました。本年度からいじめ・不
登校の解消ということを重点施策に掲げておりますことも踏まえて、不
登校、いじめの対応、またいじめに類するようなものがあって不登校に
なっているという場合もございますので、各小学校で、夏休み中におけ
る指導、それから保護者との話し合い、また学校の対応の振り返り、関

係機関との連携を開いたケース会議等、このような対応を夏休みに積極的にしていただきたいということと、その重要性についてお話をしてみました。

大津市では、大変痛ましい事件がございましたけれども、いじめに関する本市の対応については、後ほど西山指導室長から、その他報告において触れさせていただきます。

続いて9番、体験型の交通安全教室が、7月18日の水曜日の午後1時40分から、今回は上和田中学校で実施されました。これは、中学校において、毎年3校、スタントマンによる体験型の交通安全指導を行っているもので、そちらに参加してまいりました。全校生徒を対象として、全職員、それから地域の方々も参加していただいて、自転車による交通事故の危険性と、正しいルールを守った乗り方が必要であるということ、交通安全の5則について指導していただきました。

生徒の講評はすこぶるよくて、相当集中して見ていました。車と自転車がぶつかる場面では悲鳴も聞こえており、非常に臨場感のある体験をしました。学校側にお聞きすると、この体験教室は子供たちの成長・発達の度合いで非常に教育効果があるのではないかということ、また校長からは、夏休み前にこういう指導ができたということは大変タイムリーだったというお話がございました。

今年度は下福田中学校、上和田中学校に続き、渋谷中学校が実施予定です。

10番のなでしこカップの開会式、12番には閉会式もございました。県内外の8チームに所属する女子中学生が一堂に会して、大和スポーツセンターで、21日、22日の両日にカップ争奪戦が行なわれました。

12番の閉会式のほうですけれども、8チームのうち優勝したのは大和市の大和シルフィード1998というチームでございます。第1回の記念すべき大会に大和市の女子生徒のチームが優勝したという、大変意義のあることだと思っております。既にご承知のように、30分間のハーフで戦うわけですけれども、それでも決着がつかず、さらに10分間

ハーフの延長戦を行いました。それでも決着がつかず、最終的にはPK合戦を制したシルフィードが優勝しました。準優勝はOSAレイア秦野FCと、秦野市の女子中学生のチームでございました。

閉会式には4チームが出席していただきました。3位が日テレ・メニーナ・セリアス、4位が横須賀シーガルズJOYということで、天気にも恵まれて、盛会のうちに幕を閉じました。第1回大会としては大変意義のある充実した大会になりました。また、篠田教育委員もスタンドから声援を送っていただきました。

なお、補足ですが、4チームの保護者と監督に、私から感謝の言葉をお伝えしたところ、保護者の方たちから口々に、このような素敵な大会を計画していただき、また招待していただいて、大変ありがとうございましたということと、子供たちの大変いい体験になったということ、大和市の受け入れ態勢、対応が非常に丁寧だったということで、お褒めの言葉をいただきましたので、あわせて皆さんにお伝えしたいと思います。

以上で、前月定例会以降の動きについての報告を終わります。

次回定例会までの予定は、1番から10項目ほどございます。7番、8番に教頭研修会と校長研修会が予定されておりますが、私からいじめ・不登校の問題に関して30分ほど講義をして、周知徹底を図ってきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○青 蔭
委員長

ありがとうございました。

報告が終わりましたので、質疑がございましたら、よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

(「ないです」の声)

○滝 澤
教育長

もう一点、補足いたします。

11番、ナイトウォークラリーが7月21日の土曜日に、北大和小学校を会場にして実施され、196組、506名の子供たちや保護者の方の参加があしました。後ほど、資料がありますので、お読みいただきました

いと思います。

その中で、実行委員の配慮で、特別賞が子供たちに渡されたということがございました。特別賞が渡されたのは、小学校の5年生、6年生の女子3名のチームで、ごみ拾いをしてコースを歩き、大きな袋を2つぐらいずつ持って帰ってきました。当初は、表彰する予定はありませんでしたが、実行委員から参加者に対して「特別賞を差し上げたいと思います」と言ったら、参加者から大きな拍手がありました。それで、その子供たちへの特別賞の授与が決まりました。非常に心温まる子供たちの行為であり、また、参加者の人たちが一同に感動して大きな拍手が沸いたという、そのようなナイトウォークラリーでした。

この日は涼しかったので熱中症の問題はなくて、しかも、つけ加えますと、非常においしい豚汁が振る舞われました。参加者にとっては、肌寒い日だったこともあり、豚汁が大盛況だったということです。

以上でございます。

○青 蔭 ありがとうございます。
 委員長 よろしいですね。

◎議 事

○青 蔭 それでは、議事に入ります。
 委員長 日程第1 議案第18号「大和市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。北島文化振興課長、よろしくをお願いします。

○北 島 文化財保護審議会は現在5人の委員さんがおりますが、そのうちのお
文化振興 一人が大変ご高齢ということもあり、ご本人様から健康上の理由により
課 長 辞任をしたいという申し出がございました。そのような理由ですので、
 これを受理して、後任の委員を選任させていただきたいというものでござ
 います。

後任には、先般から定例会のほうでも女性の委員の登用をとのご指摘がございましたので、女性の委員を選任すべく事務局としても動きまし

た。少し急なことでございましたので、何人か候補を挙げましたけれども、結局、辞任される委員のお子様となりますが、現在、城西大学の准教授の方を後任の候補とさせていただきました。

専門は近世、江戸時代が中心ですけれども、藩や村の法制、法律ですね、そういった研究を中心にしております。過去には、大和市史など、市で出している書籍の執筆もさせていただいております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○青 蔭 細部説明が終わりました。
委員長 質疑、ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。
(「ありません」の声)

○青 蔭 よろしいですか。
委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより議案第18号について採決いたします。
本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということなので、議案第18号は可決いたしました。
委員長 続きまして、日程第2 議案第19号「平成24年度大和市奨学生の決定について」を議題といたします。
細部説明を求めます。犬塚学校教育課長、よろしく願いいたします。

○犬 塚 議案第19号「平成24年度大和市奨学生の決定について」ご説明さ
学校教育 せていただきます。
課 長 平成24年度大和市奨学生選考審査会が7月5日の木曜日に行われ、
3名の委員が全員出席していただきました。審査会の中で家庭の経済状
況、学業成績、納税状況などを総合的に判断しまして、裏面になります
けれども、31名の奨学生の答申を得ております。本年度の奨学生の決
定についてご審議をお願いいたします。

○青 蔭 ただいま細部説明が終わりました。
委員長 質疑、ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。
篠田委員。

○篠田委員 前回定例会で、申請が42名ありまして、今回決定が31名ということです。この決定から漏れた方への連絡方法や説明等については、どのようにされているのか、現状を教えてくださいたいと思います。

○犬塚学校教育課長 本定例会で決定した後、まず学校ごとに学校長に対し結果をお知らせします。また、各家庭には直接こちらから通知を発送いたします。

○篠田委員 公平な決定ということで、申請者には了解していただいているのでしょうか。漏れた方々へ説明がされ、きちんと理解されているということでしょうか。

○犬塚学校教育課長 奨学生の選考基準をきちんと示していますので、どのことで漏れてしまったかということについては、問い合わせがあればお答えできます。理由を通知に記載するかどうかということはまだ考えていません。

○篠田委員 特にそういった問い合わせ等もなく、皆さん認識されているということで、徹底されているわけですね。

○青蔭委員長 ほかの委員の方、よろしいですか。少し減りましたが、大丈夫でしょうか。

○石川委員 今回31名の方が奨学生となりましたが、漏れた方が11名いるということで、その漏れた方への説明については、しっかりとしたほうがいいと思います。今回選考に漏れましたという通知だけでなく、やはり理由を説明したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○犬塚 そのような方向で考えていきたいと思います。

学校教育
課長

○青蔭 よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかにございますでしょうか。

(「結構です」の声)

○青蔭 よろしいでしょうか。

委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということでございますので、議案第19号は可決いたしました。
委員長

続いて、日程第3 議案第20号「平成25年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山指導室長、よろしく願いいたします。

○西 山 まず、教科用図書の採択について簡単にご説明いたします。

指導 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条に、
室 長 政令で定める期間、毎年度、種目ごと、つまり教科ごとという意味ですけれども、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとあります。この政令で定める期間についてですが、これにつきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項に、同一の教科書を採択する期間は4年とするとあります。このことから、4年間は毎年同じ教科書を採択し、使用していくということになります。

小学校教科用図書につきましては、平成22年度、学習指導要領の改定に合わせて発行された教科書について、その年の7月の教育委員会定例会において採択していただきました。

以上のことから、平成25年度使用小学校教科用図書の採択につきましては、お手元の一覧表のとおり、現在使用している教科書と同一の教科書の採択をお願いするものであります。

以上でございます。

○青 蔭 ただいま細部説明が終わりました。

委員長 質疑、ご意見等ございますれば、よろしく願いいたします。

石川委員。

○石 川 全く異議はないし、別に問題はないのですが、4年間使うということが決まっているにもかかわらず、毎年、採択の議案を出すということは、どこかの法律に決まっているのですか。同じことを4年間やる必要はないのではないかと思うのですが。

○西 山 先ほど申し上げたとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に

指導室長 関する法律の第14条に、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとあるということで、解釈はいろいろあると思いますが、何ものなければ本当にそのままということにはなるんですが、特に問題のない教科書においても一度確認をしていただくというような手続の一つとして考えていただければと思います。

以上でございます。

○森山委員 場合によっては1年ごとに変えることもあり得るという法律になっているということですね。

○西山指導室長 基本的には同一の教科用図書を採択することが法令に定められておりますので、一度、採択をしていただいたものについては4年間使っていていただくという形になっております。

教科書会社が倒産してしまうというようなことも過去にございましたけれども、そういった場合については、新たに調査・研究等をする必要があると思います。

○森山委員 4年間使いなさいということと、毎年採択しなさいという、2つの要件が矛盾するわけですが。その意味は、4年間使うことを原則とし、問題があれば変えることができるということでしょうか。

○川口教育総務課長 補足させていただきます。同一教科用図書を採択する期間については、ただいまの指導室長が説明したとおりですが、採択する期間の特例については、同一の教科用図書を採択する期間内において教科用図書の発行が、例えば会社の倒産などにより、行われなくなった場合、その他の省令で定める場合においては、採択期間中においても別な採択をすることができるということで、これは限定されております。

○森山委員 限定的ということですね。

○川口教育総務課長 このため、何か問題があったから自由に採択が変えられるということではなく、例えば採択地区の設定が変更された場合など、そうした限定された場合の中で変更することができるということになっております。

○青蔭委員長 よっぽど大きなことがない限りはこのまま続けるけれども、その状況にあったときのみ、再び採択するとうことですか。

- 川 口 そのとおりでございます。
- 教育総務
 課 長
- 森 山 省令で定める場合というのは、どのような場合が定められているので
 委 員 ですか。
- 川 口 省令は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行
 教育総務 規則という省令がございまして、この中で定められているのが、先ほど
 課 長 申しました採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、もう一
 つは、採択地区が設定または変更された場合、それから3つ目として、
 採択地区内において市町村並びに義務教育諸学校及び法第13条第3項
 に規定する学校が設置された場合と、この3つの場合が設定されてござ
 います。
- 森 山 第3は何ですか。
- 委 員
- 川 口 採択地区内において市町村並びに義務教育諸学校及び法第13条第3
 教育総務 項に規定する学校が設置された場合ということで、その採択地区内に新
 課 長 たらに自治体ができたとか、あるいは学校が新たにできたとか、そうした
 場合ということになります。
- 森 山 そうですか。じゃあ、中身がまずいからということで変えるというこ
 委 員 とはできないということですね。
- 石 川 中身がまずくて社会問題になって、その教科書が発行停止になった場
 委 員 合にはあるかもしれませんね。ただ、それと4年間同じ事務を毎年やる
 のとは少し違う気がします。4年間、基本的には変えないということ
 すからね。
- 青 蔭 いかがでしょうか。
- 委員長
- 石 川 中身を問題にしているわけではありませんので構いません。
- 委 員
- 青 蔭 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。
- 委員長 では、質疑を終結いたします。

これより議案第20号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議ありません」の声)

○青 蔭 委員長 異議なしということでございますので、議案第20号は可決いたしました。

続きまして、日程第4 議案第21号「平成25年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山指導室長、よろしくお願いいたします。

○西 山 指導室長 それでは、よろしくお願いいたします。

ただいま平成25年度使用小学校教科用図書の採択をいただきましたが、本議案は、同様の趣旨で、来年度使用する中学校の教科書について採択をお願いするものです。中学校につきましても、先ほどの説明と同じように法律等で、同一の教科書を採択する期間は4年とする、その期間中、毎年度、同一の教科用図書を採択するものとあります。

中学校教科用図書につきましては、平成23年度の7月、学習指導要領の改定に合わせて発行された教科書について、教育委員会定例会において採択していただきました。

以上のことから、平成25年度使用中学校教科用図書の採択につきましては、現在使用している教科書と同一の教科書の採択をお願いするものであります。同じように一覧表を資料としてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、先ほどと同じでございますが、ありますれば、よろしくお願いいたしますと思います。

先ほどと同様ですが、よろしいでしょうか。

(「ありません」の声)

○青 蔭 委員長 審議を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭 異議なしということでございますので、議案第21号は可決いたしました。
委員長

それでは、その他に入ります。

各課で報告事項がございましたならば、順次ご報告のほどよろしくお願ひいたします。

まず、大和市学校教育基本計画重点施策の進行管理につきまして、藤倉教育研究所長、よろしくお願ひいたします。

○藤 倉 学校教育基本計画の重点施策の進行管理につきましては、去る4月26日の教育委員会4月定例会において、早急に検討し、当会議においてご報告する旨、お伝えしておりました。その後、5月8日を皮切りに合計6回の会議を開催し、2つの重点施策が実効性のある取り組みとなるよう、その進行管理の方法と具体的な取り組みを協議してまいりました。
教育研究
所 長

それでは、資料に沿ってご説明いたします。7ページをごらんください。

これは大和市学校教育基本計画推進会議設置要領でございます。この会議は、基本計画の策定と策定後の計画の進行管理、計画の推進を担っておる会議でございます。このたび、この設置要領を部分的に改めました。

改めた箇所は、第1条に重点施策の推進に係る検討を加え、第2条以下で、会議名称を「策定会議」から「推進会議」とした点でございます。このことにより計画の推進という役割を鮮明にしました。

本会議は、教育長、部長以下、教育部の課長レベルの者で構成した会議でございます。この推進会議におきまして、2つの重点施策、不登校やいじめ問題の解消と読書活動の推進について、6回にわたって進行管理の方針と取り組み内容の検討を重ねてまいりました。

それでは、資料1ページに戻りまして、この検討結果をご説明いたします。

まず、進行管理の基本方針でございます。

1番、進行管理の目的ですが、大和市学校教育基本計画の進行状況を確認して、成果、課題を明らかにしながら今後の学校教育の改善・充実を図るとしております。

進行管理の方法としましては、1番にありますように、教育委員会の自己点検・評価による進行管理ということで、この計画につきましては、基本的には例年実施しております教育委員会の自己点検・評価により計画の進捗状況を確認して、今後の課題等を明確にして、解決を図っていきたいと思います。

成果をはかる手法につきましては、2番に書いてありますように、成果指標がそれぞれ基本目標ごとに設定されておりますので、それに照らして成果をはかっていきたいと思います。

重点施策の進行管理については、3番にございますように、重点でございますので、毎年度の取り組み目標を設定して、それに従って点検していきたいと考えております。

4月の定例会の折にも委員の方々から、最低限ここまではやるということや、道筋やステップを明確にした形でしっかり進行管理をしていくようにとご意見をいただきました。このため、中間目標が定められている平成26年までの3年間について、年度ごとに取り組み目標を設定して、それぞれの所管課である指導室と青少年相談室が計画を実行していくこととなります。その実行の状況、成果の検証を、先ほどお話ししました推進会議に諮る中で、教育部の総力を挙げて実効性のある計画としていきたいと考えております。指導室、青少年相談室だけの仕事とせず、教育部全体で見守り、取り組んでいくこととなります。

それでは、重点施策の年度ごとの取り組みと内容をご説明いたします。2ページをお開き下さい。

最初にお伝えしたいのは、これらの内容につきましては、教育委員会として目標達成のため、より良い成果が得られるよう、やるべきことを示したものでございますが、今後、財政面や他の政策との関係の中で内容が修正される可能性もあることをお含みおきください。しかし、教育委員会としてはできるだけこれに沿って実行していくよう、可能な限り

の努力をしていかなければならないと認識しております。

2 ページから 4 ページにつきましては、不登校問題の解消についてです。一番上に記載されております重点施策名、基本目標、施策の方向、そして成果指標につきましては、基本計画に記載されているものを転記しております。成果指標につきましては、中間目標値と最終目標値を設定しております。

その下の左側でございますのが、これもやはり実施計画の中に掲載している事業を記載しております。これらの事業について今回、推進会議の中で検討してまいりましたけれども、中間目標値を設定している平成 26 年度までの 3 年間で、年度ごとに取り組む事業内容を決めました。それが右側に記載しております新規の実施または充実する事業でございます。

不登校につきましては、新規に実施または充実する事業内容としまして、各学校の不登校に対する取り組みが活性化されるように各学校への支援を積極的にしていくという内容で、4 つの具体的な事業内容を記載しております。3 つ目には、学校主催の研修会に青少年相談室から専門職の講師を派遣するほか、大学と連携した各学校の相談活動の実施について、それぞれ実施校数、モデル校の校数等を決めております。

それから、不登校対策支援員配置につきましては、現在、県の事業で登校支援トータルサポート事業というものを受けております学校に登校支援サポーターがございましたけれども、そこと連携した取り組みを図っていきつつ、25 年、26 年度には市の不登校対策支援員を増員していくこととしています。

3 ページ、学校教育相談員配置につきましては、より専門性を高くして小学校の事案への対応を充実していくため、青少年相談室の相談員を小学校に派遣し、相談体制の充実を図ることとしています。

続いて、スクールソーシャルワーカーを充実し、心理職だけでは対応が難しい事案等にスクールソーシャルワーカーも加わり、改善を図っていくことも考えております。

4 ページ、これも不登校のことでございますけれども、よりよい集団

づくりを目指して、小学校5、6年生と中学校1、2年生を対象として、集団アセスメントの実施を検討します。これは学級集団の人間関係を把握、分析するもので、その結果をもとに、学級集団がよりよい人間関係をつくっていけるような指導に生かしていくというものです。

続いて、小学校の児童指導に適切に対応するために、児童支援専任教諭の配置という、これはまだ仮称でございますので、今後、名称等が変わる可能性もございますけれども、小学校の児童指導、児童支援について中核的に動く教員の配置を考えております。

保護者対象講座、青少年相談・街頭補導事業につきましては、実施計画に盛り込まれておりますが、特に新規、充実といった内容がございませんので、実施計画どおりに実施すると表記しております。

5ページ、これは不登校やいじめ問題の解消のうちのいじめについての取り組みでございます。これは、不登校のところでご説明しました集団アセスメントの実施、それから仮称の児童支援専任教諭の配置等を考えております。

6ページにまいります。これは、2つ目の読書活動の推進についての取り組みの概要でございます。

まず、読書活動の推進ということにつきましては、「やまと学校 読書力アップ チャレンジ プロジェクト」というものを立ち上げまして、具体的にやってまいります。その内容については、※印の中にありますように、朝読書ほか、教科と関連した図書館の利用、それから市教委で開催します「読書フォーラム」、「読書感想文コンクール」等と、それから学校の読書環境の整備、また、生涯学習との連携を図りながら、「家読」や「やまと読書週間」の設定などについての取り組みを考えております。

続いて、学校図書館教育の推進につきましては、学校図書館の本の補充等を適切に行いまして、充実したものにしていくことや、学級文庫として、図書館だけではなくて、各学級に身近なところに本が置いてありますけれども、その学級文庫の充実ということ、それから、市の教育委員会の中に図書支援チームを創設しまして、学校における読書活動のサ

ポートを行っていくということを考えております。

雑駁な説明でしたけれども、以上が具体的な取り組みでございます。

重点施策につきましては、随時に進行状況を把握し、その年度ごとに取り組む目標に照らして成果が上がっているかを推進会議で点検していくように考えております。

説明は以上でございます。

○青 蔭 ありがとうございました。

委員長 ただいまご説明ございましたが、何か質疑、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○森 山 まず、不登校の件ですけれども、多少問題がありますが、このように
委 員 数値目標をつくって、その実現に向かって取り組んでいくということについては、大きな進歩で、いいことだと思っておりますが、不登校問題については2つに分かれると考えています。不登校を起こさないような取り組み、つまり、学校に来たくないという子をどうなくすのかという取り組みと、不幸にして不登校傾向に陥った子供に対する対策をどうするのかという、2つに大きく分かれて、これはかなり質の違った活動になるはずです。

最初の不登校児童が出ないようにする活動というのは、実は学校の活動そのものみたいなところがあって、どういう活動に重点を置くのかということは大変難しく、そこをどう絞り込むかというところが重要なことではないかと思っておりますが、そこが少しこの計画では弱いかなという感じがします。大和としては、不登校の問題があって、不登校の子がどうしても出る。その出る原因の大きなものがどうもここにありそうだと。そうすると、例えば、授業からの落ちこぼれが不登校を招く大きな原因だということになると、授業からの落ちこぼれをどうなくすのかということに活動を絞ってみようとか、そういうことが出てきますが、その辺が少し弱いと思います。

不幸にして不登校になってしまった子に対する活動としては、かなり充実しています。まほろば教室をやったり、ソーシャルワーカーの人たちを配置したりとか、そういうさまざまな活動で取り組んでおられます

けれども、前の段階をもう少し深掘りをして考えたほうがいいかなと思います。

○藤 倉 教育研究 所 長 不登校をいかに未然に防いでいくかということは、やはりモグラたたきではいけないので、しっかりと取り組んでいかなければいけないと考えています。不登校に陥る理由として、学校教育の中の理由でそれが起こる場合と家庭が起因する事例というのがあると思いますが、確かに学校教育に起因する部分については、この推進会議の中でも何回か協議を行いました。やはり教師の指導力だとか、あとは子供同士の人間関係だとかをより健全なものしていくというところを考えていかなければいけないと思っています。

そのため、先ほどもご説明しましたけれども、集団アセスメントにより、学級集団の中の人間関係がどうなっているのかということをしきりと見きわめて、好ましくない人間関係があるようでしたら、早目早目に担任が手を打っていくというようなことも考えているところです。

今のご意見をいただき、ここに挙げている事業内容とは別に、今後の取り組みとして考えていかなければいけないと思っております。

○森 山 委 員 確かに、最後に、アセスメントなどでそういった問題に少し取り組もうという姿勢は見えますが、少しここが弱いなというのが私の感想です。もう少し、不登校になってしまった子に対する対応だけじゃないところを何か重点化して取り組んでみるというのも、必要な視点ではないかと思えます。確かに不登校というのはいろいろな原因で起こりますが、基本的には学校に来たくないということですから、学校に起因するところだけは、学校として取り組むと。要するに、家庭が原因で、学校に行けなくなってしまった、行きたいけれども行けなくなってしまったというところまでを学校が取り組むことについては、おのずから限界があると思っておりますが、そうではない場合は、何らかの取り組みが必要ではないかと思っております。

○滝 澤 教育長 中1ギャップなども一つの課題になるのではないのでしょうか。青少年相談室長はどうですか。

○岩 堀 今、森山委員からご意見をいただきましたが、昨年度末にも教育委員

青少年
相談室長 会のほうで説明をさせていただいたように、本年度から、教員の意識を高めていくということで、長期欠席児童生徒の事情報告書の提出先を指導室から青少年相談室に変更するとともに、その運用を、連続7日、断続10日の提出では少し遅いであろうということで、連続3日、断続5日という形に変更しました。

同時に、今年度から進級進学時の連携支援シート、これは子供にとっての一種のカルテですが、その活用を小学校にお願いしております。このことにより、教員が一つ一つの事例に対してアンテナを高くしていくとともに、情報を継続して共有することによって、特に小学校から中学校に進学する際に中1ギャップと言われるものがあり、不登校が何倍かにはね上がっておりますが、こういったことを未然に防ぐためにも、小学校の先生たちのかかわりを中学校のほうに事前に知らせていくということを今年度から取り組んでおります。これらの活用を図っていくことを一つには考えております。

それからもう一点は、やはり森山委員のご指摘のとおり、学校に起因する部分、家庭に起因する部分、様々な不登校の要因があり、以前とはそのような点も大分変わってきております。そういう中で、青少年相談室のスクールソーシャルワーカーや心理カウンセラーを、学校の研修会の講師として派遣することによって、不登校の要因の変化や学校の体制づくりのアドバイスをしています。また、今年度から神奈川県スクールカウンセラー協会の代表をしております方を特別相談員として採用しておりますので、その方に学校を訪問していただき、その中で学校の体制の課題や改善点を話し合うことで、教員の意識の向上にもつながるということで、今年度は、中学校3校に出向いていっておりますが、それをだんだんと増やしていって、相談体制づくりの再構築ということも考えております。

以上でございます。

○森山 不登校を未然に防ぐ対策ということを考え出すと、どんどん広がって
委員 いてしまいます。例えばこの3年、5年といったようなところで、重点化して取り組んでみる必要があります。実はこの重点化のところが、

どういう取り組みに特化していくのか、力を入れるのかということを見きわめることが非常に難しいのですけれども。例えば、中学になった途端に不登校リスクが上がるわけですから、先ほど少しお話が出たように中1ギャップ、この中1ギャップをなくすために重点的に何か活動してみようとか、そういうことも意味があるかもしれないと思います。

あれもこれもやるということになると、パラダイスのような学校をつくらなければいけなくなります。なかなかそれは現実的ではないので、少し現実的に考えて、不登校を未然に防ぐ対策として重点的に取り組むものを、考えてみてほしいと思います。

○滝澤
教育長

その辺りは、推進会議の中でも大変議論しました。いじめにしても、不登校にしても、そういう問題というのは人と環境の相互作用の中から起きてくるという、そういう大原則があるだろうと考えています。つまり、子供たちは家庭環境、社会環境、学校教育環境という、そういう環境の中で成長していくものですので、そうすると、やはりそれぞれのところで課題があれば、例えば、子供が学校へ来て勉強をしようとしても、家庭的な環境が不安定であれば、どうしても集中できないというような問題があります。

そうすると、小学校に6歳で入学する際には、もう既にいろんな課題を持って子供たちは入学してきているということにもなります。やはり、今、室長が言ったように、早期発見・早期対応のシステムをどうつくるかという、この辺りに手当てをしていく必要がありますので、3日間連続休んだら、すぐにそこに対して学校がチームをつくり、また、相談室の専門職員も入って、表面的に3日だけれども根が深いというものについては、専門的な見地から支援をしていくという体制づくりをしていかなければなりません。

そのような体制づくりが早期発見につながりますが、学校籍の教員では、大学の中でそういう学びをしてきていない、つまり、福祉的な視点がない教員が大部分です。しかも若い教員が大分入ってきていますので、教師力という意味では全般的に落ちているところがあります。そのような中で、そういったメッセージを発信していくためには、事情報告

書の改良により早期発見の一助にすること、また、専門職員の配置をしていくことにより早期発見の環境を整備しようと考えています。

もう一つは、やはり子供たちの学ぶ喜びや、学び合いというところで、自分の居場所あることや学校へ来て楽しいという、こういう教育環境整備をしていく必要があります。これは学校の教員の仕事ですので、この辺については今、校長会でもやはり教師力、学校力を高めようということで、夏休みにいろいろな研究や研修会をしておりますので、そういうところとの連携を図りながら授業力のアップ、それから、いじめ・不登校をなくすというような視点からも、学校運営の重点化というものも図っていきたいと思います。

ですから、よろずということではなくて、やはりこの辺りに光を当て、試行錯誤しながら、子供たちが学校へ通うのが楽しい、友達と学ぶのが楽しいという方向に持っていきたいと考えています。そうすると、やはり、教育、心理、それから福祉の視点、これらの連携を図りながら子供たちが安心して学べる教育環境をつくっていくことが教育委員会の急務だと考え、今これを取り組んできております。今後、委員の皆様には、その成果について評価、総括していただき、また助言をいただけたらと考えております。

○青 蔭 ほかに、よろしいでしょうか。

委員長 石川委員、よろしく申し上げます。

○石 川 進行管理の基本方針のその他のところで、透明性を高めるために必要に応じて外部評価を取り入れるものとするという記載がありますが、必要に応じてというのはどのような場合を想定しているのでしょうか。

それから、不登校の問題については、いじめも含めてですけれども、教員が子どもの現状の分析力を高めるといえるか、きちっと子供の状態を把握する力をつけていく必要があります。また、それも1人の教員だけではなくて、多くの教員がその子供たちを見ていく力をつける必要があります。

そのために、青少年相談室からはカルテの充実の話もありましたが、やはり教員に子供を見る視点や力をつけてあげる、そういう場面という

か場所が必要ではないかと思えます。もちろん、先ほどスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣してという話もありましたが、そういった統合的な指導というか研修というものがあるとよいのではないのでしょうか。また、市で統一した個人カルテ的があるとよいのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○藤 倉 教育研究所 所 長 まず、1点目の必要に応じて外部評価を取り入れるものとするという点でございますけれども、外部評価を取り入れる必要性については2点あると思えます。1点目は、客観性を持って評価しなければならないようなもの、それから、専門的な知識・見識を持って評価をしていかなければいけないような場合には、外部の専門家等に入っていていただいて評価、ご意見をいただくことになるかと考えております。

2点目の教員の力を高めるということは、本当に地道にやっていかなければいけないことと認識しております。ここに盛り込んだ内容としましては、各学校で行う研修会等に相談室から専門的な立場の方を派遣するというもので、専門的な見地や具体的な事例をもとにしたアドバイス等を行っていただくことが有効と考えております。

また、今後、指導室もしくは研究所等で開催する研修講座等にも、そういった内容で教員の力量を高めるというようなことが必要であれば、入れていくことも検討していきたいと考えております。

○滝 澤 教育長 補足ですけれども、まず教員のほうは、夏休み中で研修会が大分行われています。その中でやはり子供たちをどう見るか、つまり、子供たちの人権、一人一人が大事にされるという学校運営なり教育活動をどのようにしていくかという、このような視点で夏休み中に行われている研究所の研修講座があります。

その中で、昨日行われた研修を紹介したいのですが、これは人格的資質向上研修講座ということで、命の大切さがわかる子に育てるためにとということで、東海大学の近藤教授においでいただいて、子供たちの自尊心を高めるにはとか、それから社会的自尊心とか、それから心の基盤を支える自尊心の脆弱化とか、今の子供たちの実態から、今必要な指導はこういうことにあるのではないかというものです。そういう人権

教育に直接にかかわるような研修、教師の子供を見る目、そして教育活動の中心軸に何を置かなければいけないかという研修会を、今年の夏については指導室、研究所のほうで意識的に対応しております。

これについては、昨日、研究所の担当に確認したところ、現場の教員が多く出席しており、これが一番の参加率だということでした。やはり教員もそういうことを求めている実情があるということと、教員としてもいじめや不登校というものが大きな問題であるということを確認した結果ではないかと考えております。

このように、ダイレクトに対応するような研修会を計画するのはもちろんですが、ご存じのように、教師としての技術力を高めることや、人間性を高めるということでは、自分の経験からも、例えば不登校の子供や、不登校になりそうな子供がいた場合に、専門の方々に来ていただいたり、また現場の中でチームを組んで事例研究を沢山重ねたりする中で、考え方やそのスキルが身についていきます。つまり、教員が事例に対峙して、それを解決、克服していく中で、力量が上がり、見立てや見取りもきめ細かくなるということです。

どうしても教員の場合は、そういう子供たちの問題を解決しながら、自分も成長していくということがありますので、先ほど青少年相談室長が触れたように、とにかくスーパーバイザーの先生方が入って、事例研究を、全部の職員が集まらなくても、学年の先生方とか一部の先生方が集まってでもよいので、フットワークのいい事例研究ができるような環境整備をしておく必要があります。また、実際に今年度からそのようにスタートしておりますので、多いに期待をしていきたいと考えております。

そういう学校の先生方の成長に関する構造的な問題もありますので、そこを見取った環境整備に取り組んでおり、実際に進んでいるという状況で理解していただければと思います。

○青 蔭 ありがとうございました。

 委員長 篠田委員、どうぞ。

○篠 田 先ほどの森山委員がおっしゃっていた話に戻ってしまうのですが、未

委員 然防止というところがやはり重要なところであって、ここを考えていくと、やはり学校づくりというところに行くのかなと思います。そうすると、教師同士の連携がとても重要で、若手教員が増えていることもありますし、また、若手でなくても学級担任だからと言って一人の教員に任せるのではなく、周りでいろいろなフォローを入れられる、この体制づくりが非常に大事になってくると思います。子供たちが学校に行って学びたいという意欲につながるというのは、やはりこの学校づくりというところだと思います。

今回、この重点施策というところでは、不登校・いじめ問題の解消ということで学校づくりは入っていません。これをまた入れるべきかどうかというのは、切りがないと言えれば切りがないのですが、本当に大事だと思いますので、何か重点に置けないかという気持ちがあります。

次に、読書活動については、「やまと学校 読書力アップ チャレンジ プロジェクト」の立ち上げということで、1番から5番まで、細かく何を強化したらいいのかということがよく判る記載になっております。ここをぜひ充実させて、取り組んでいただきたいと思います。

○青 蔭 ありがとうございます。

委員長 森山委員。

○森 山 読書活動の件で、ここを読んだ本の冊数を目標にすることについては、これしかないのかなという気もするし、これでいいのかなという気もするし、少し迷うところです。

1つ、チャレンジプロジェクトの中で、1番に朝読書の設定というのを掲げていますけれども、もうこれを徹底するということを決めてしまったらどうでしょうか。学校によって、学年によって、まだまだまちまちです。一回、全校でやってみるということにしてはいかがでしょうか。それで問題があればまた変えればいいわけですから、もうその時期ではないかと思うのですが、教育長、どうですか。

○滝 澤 今の森山委員のお話は、何回かこの会議の中で話題になっていました。これは教育委員の総意だというふうに私は理解しております。非常に重く受けとめている内容でございます。

今、報告いたしますと、中学校9校に読書活動をテーマとして教育委員の学校訪問をしましたが、非常にありがたいことに9校中、7校が毎朝、朝読をするということで、年間にすると30単位時間、朝読をする、つまり本を開くという、こういう態勢が既にできています。あとの2校の中学校についても、図書室の環境整備などを非常に丁寧にやっていますけれども、来年あたりには朝読を考えていくという、そういう力強いお話し合いをさせていただいたと思います。

中学校において、朝読で年間30時間確保するという事は、今までに例がないことでして、それだけ中学校の教員が朝読ということを重ね受けとめて実践に移しているという状況です。ある中学校の校長のお話だと、これを9か年というスパンで対応したら、もっともっと子供たちは本好きになるだろうし、読書力はアップするだろうという、それがひいては教科学習の下支えになっていくだろうというようなことをおっしゃっていました。この辺りは、小学校の今年度の状況を見ながら、25年度へ向けて対応を考えていこうと思っています。したがって、11月と2月に、今度は小学校19校、学校訪問がありますので、この部分を委員さんにも意識していただきながら、25年度に向けて進めていきたいと思っております。

もう既に小学校のほうでも25時間程度は確保している学校があります。2月に、私から校長に25時間から30時間ぐらいは年間で本を手にする時間をということをお願いしたら、それが実現しそうな感じとなっています。もう一步、小学校も同じような方向に持っていきたいということで、学校にそのような発信をしたいと、私個人としては思っております。それは委員さんの総意だろうと思っております。

- 森 山 個人的にと言わず。
 委 員
- 青 蔭 教育委員の総意ということですね。
 委員長
- 滝 澤 そのように理解しております。
 教育長

- 青 蔭
委員長 はい。よろしいかと思ひます。
よろしいでしょうかね。
- 滝 澤
教育長 それだけ意味がある教育活動だという認識ですよね。
- 青 蔭
委員長 藤倉所長、教育委員の総意でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
ほかによろしいでしょうか。
石川委員。
- 石 川
委 員 先ほどの話ですが、もちろん教員の力をつけていくことは必要ですし、不登校なら不登校できちっとした分析をする必要があります。それから、例えば3日休んだ子に対して共通のチェックシートを作成し、シートでチェックしながら、その原因を追求していくといった手立てを、例えば教育研究所や青少年相談室で研究していただいて、具体的にやっ
てはどうかと思ひます。もちろん、それに当てはまらない場合も当然出てくるのですが、やはり共通した部分というのはあると思ひます。
ですから、例えば3日ぐらい休んだ子に対してはこういうチェックをして、このような状況だとしたら不登校につながる可能性があるといったことが判断できるものを研究していただいたほうがいいと思ひますが、いかがでしょうか。
- 岩 堀
青少年
相談室長 今現在、相談室に事情報告書等が提出されており、それを専門性の高い臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなどの職員が、児童生徒の分析をして、どのような関わりが良いか検討しております。全員に一遍に関わるということが人数的な面もあり難しいため、そこでは、どうしても緊急性を要する場合という形になります。そのようなケースには積極的に関わっていくということで、分析をして関わるような形でやっております。
ただ、石川委員が言われるように、学校が分析をできるシートのようなもの、そういうものについては、やはりこれから検討していかなければいけないと考えております。
- 滝 澤
今、室長が言ったとおりです。実際に各学校から報告書が相談室に提

教育長 出されていますが、これの行間を読んで分析するということは、専門職によって色がはっきり分かります。実際に部長と私が2人で資料を見ましたが、臨床心理士の見方、それからスクールソーシャルワーカー、つまり社会福祉士の見方、それから学校籍の教員OBの見方、これを3つ比べますと、その違いが顕著に出ます。教員の見方はやはり浅いです。要するに、専門的な見方ができません。やはり、その文章の奥の複雑な部分を見ようとすると、それぞれの専門職をきちんと配置をして、複数の目で専門的な視点から分析しないと、重要な部分に目がいきません。

その辺りは、今、大和の場合は臨床心理士、それからスクールソーシャルワーカーを配置していますので、相当多角的に見ています。ただ、事情報告書进行分析、情報を共有して、早く学校に返し、場合によっては心理が入ったり、学校でケース会議をして他機関につなげたりという中で、対応のスピーディーさが要求される状況になっています。4月にシステム化されてまだ3か月ですが、この仕組みがしっかりできると、相当機動力が発揮できると思います。但し、そうするためには、やはり専門職が足りませんので、そこを早く整備しないと、せっかくの学校からの情報が機能していかない部分があります。その仕組みを機能させるために、これから手を打とうと思っております。

本当に驚くほど各職種のとらえ方が違っています。ですから、この仕組みで何回か繰り返していくと、傾向が出てくると思いますから、今、石川委員がおっしゃったように、こういう事例はこのようになるという、ある程度の最大公約数的な対応ができてくると思います。また、特例的な部分については専門職が加わるという形ができれば、学校でできること、関係機関と連携しながらできること、さらに関係機関を広げて事例協議していかなきゃいけないという、そういう部分が明確になってくると思います。そうすると、今までの対応よりも随分具体的な対応、言いかえると、一人一人の子供が持っている課題に光を当てて対応できてくるとい、こういう仕組みができてくると思っています。

○青 蔭 ありがとうございます。
委員長 よろしいでしょうか。

室長、大変難しいところがありますが、ぜひ頑張ってくださいとお進めいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、平成23年度学校評価につきまして、西山指導室長、よろしく願いいたします。

○西山指導室長 平成23年度の大和市小中学校の学校評価についてご報告させていただきます。

学校の自主性・自律性が高まる上で、その教育活動の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すことが重要とされています。また、学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携・協力を進めていくことが大切とされております。このようなことから、文部科学省では学校教育法を平成19年6月に改正し、その第42条において、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めることを規定いたしました。また、第43条においては、学校の情報提供に関する規定を新たに設けました。

さらに、この学校教育法の改正を受けまして、学校教育法施行規則を平成19年10月に改正し、1、自己評価の実施・公表、2、保護者など学校関係者評価の実施・公表、3、評価結果の設置者への報告を行うものとされました。

大和市においては、平成20年度から市内各小中学校の学校評価の結果を教育委員会に報告することとしております。その昨年度の学校評価の結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

各学校は、学校ごとの様式で学校評価を実施しております。例えばですが、資料の後ろのほうに参考までに添付させていただきましたけれども、これは中央林間小学校の報告書です。中央林間小学校では13の設問項目を掲げ、教職員、それから保護者対象にアンケートを実施しております。

まず、その年度の取り組み、それを提示しまして、次にアンケート結果の考察、最後に今後に向けてという構成になっております。この結果は年度末の学校評議委員会で報告し、ご意見をいただいております。この冊子は、3月上旬の教育活動報告会というような会議の中で保護者に

公開をし、質疑を受けて次年度に活かしていくという方法をとっております。

このように、各学校ではそれぞれの様式で評価を行っていることから、教育委員会への報告の形式としましては、その学校ごとの報告書の上に3種類の市内共通の様式をつけて報告をいただいております。その共通の様式ですけれども、1つが大和市学校評価報告、これは表紙でございます。2つ目が大和市学校評価報告資料、これは学校評価をどのように行っているかという、例えば自己評価、学校関係者評価など、どの時期にどのような方法で行っているかということを示していただいております。最後は学校評価アンケート、これは学校教育基本計画の目標に沿いまして、学校が自己評価をした結果、それを記入していただいております。こちらをまとめたものをご報告させていただきます。

まず、資料の1ページ目ですが、学校評価アンケートの各学校の評価点をまとめたものでございます。前期の学校教育基本計画は7つの目標がございまして、その目標ごとに市としての平均点を出してあります。

その結果を見ますと、一番高いのが教育目標の1、「夢に向かって輝く子ども」で、3.21でした。内容的には、児童生徒指導、それから特別支援教育、個性を生かした教育、キャリア教育、こういったものに学校として積極的に取り組んでいる様子がわかります。その一方、一番低かったのが基本目標の5でございまして、「豊かな人間性と高い専門性をもつ教職員」で、2.93でした。研究の重要性は認めつつも、時間の確保の問題がございまして、達成度としては低いという学校が多い状況でございます。

2ページ目、3ページ目につきましては、各学校の評価アンケートの中で記入があった主な取り組み、そして主な課題というものをその中から抜粋したものでございます。基本目標ごとに出された課題のほうに注目しますと、例えば基本目標の2の6番、「豊かな学びをつくる学習活動の推進」という項目では、各教員が公開授業を年1回以上行い、放課後のワークショップなどにより授業力の向上に努めていると、こういう動きが大変目立つわけですけれども、その中で、互いに授業参観する

余裕がないという現状が課題として出されております。

また、10番のところですが、読書活動の推進というところでは、施設などのハード面だけではなく、先ほどありましたように朝読書や市立図書館との連携など、ソフト面での充実が学校の中での課題として出されております。

4ページですが、今度は学校別の自己評価の状況でございます。学校によって少し評価の尺度が様々であるということが判ります。

最後ですが、5ページ、学校評価報告シートの内容をまとめたものでございます。1つ訂正がございます。学校関係者評価の対象の欄のところに、小学校の欄の学校評議員が18となっておりますけれども、これは19の誤りでございました。訂正いただければと思います。

この中で、自己評価とは、先ほど申し上げたとおり、教職員や保護者に対しアンケート調査を行い、その結果を分析してまとめるものです。また、学校関係者評価とは、この自己評価を学校評議員やPTA役員、または地域の方に報告する中で意見聴取を行うものです。ある小学校ですが、学区にいる大学の准教授がこの学校関係者評価の委員長になっていまして、最終的には協議した内容を学校のほうに提言という形でいただいている事例もございます。なお、この学校関係者評価はすべての学校で実施されております。

今後の課題といたしましては、学校評議員の会議でご意見をいただいた後、これを全体の学校評価にどのように反映していくかというところがまだ弱いように感じております。今後はそれも含めた形で学校から報告をいただく方法を検討していきたいと考えています。

さらに、今回、先ほどありましたように、後期学校基本計画が策定され、今年度から進行管理もスタートいたしました。そこで、この各学校における進行管理と学校評価をどのようにリンクさせていくかということも来年度に向けた検討課題とさせていただきたいと考えています。学校評価が学校評価のためのものにならないように、学校におけるPDCAサイクルのシステムを徹底し、評価結果を学校運営の改善に具体的に生かしていけるよう、教育委員会としても指導をしてまいりたいと考え

ています。

- 青 蔭 委員長 ありがとうございます。
委員長 ただいま平成23年度学校評価についてご説明いただきました。何か
質疑、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
- 森 山 委員 5ページのこの表の読み方をちょっと教えていただけますか。自己評
価のところの、例えば時期とあって、前期、後期、学年末、各行事、小
学校3、13、8、3とあります。これはどういう意味ですか。
- 西 山 指導室長 時期のところでしょうか。
- 森 山 委員 教職員が前期に小学校では3と入っていますが。これは3人なのでし
ょうか、3回なのでしょうか。
- 西 山 指導室長 これは学校数です。前期に教職員を対象にアンケートをとった学校が
3校です。複数になる場合もありまして、行事ごととか学年末に行っ
ている学校とか、その学校数を示したものでございます。
- 森 山 委員 そうすると、重複しているということもあるのでしょうか。
- 西 山 指導室長 そうです。
- 森 山 委員 学校ということで、3校ですね。
- 西 山 指導室長 ですから、中間評価という形で、前期が終わった時点で学校評価を、
前期が終わったところでもう次年度の部分を考えるということやって
いる学校も最近出てきております。後期ですと、どうしても次年度への
対応が遅くなるということで、前期が終わった中で1度検証してみると
いう学校が少しずつ増えております。
- 森 山 委員 そうするとアンケートに参加した人たちがどのくらいいたかというこ
とは判らないわけですね。
- 西 山 委員 教職員は全職員が入っております。保護者につきましては、学校ごと

指導室長 に、例えば「学校へ行こう週間」で学校に来ていただくときに、アンケート用紙を置いて、記入していただいて回収をしている場合と、それから、学校一斉に同時期に子供を通じて保護者に学校評価アンケートのご協力をいただいているところがあります。回収率としましては、ここに書いてありますように、保護者の部分でいいますと小学校75%、中学校72%、平均では74%ということで、少し手間をとる記入もごさいますので、8割弱というのが現状です。

○森山委員 そうすると、こういう教職員の方とか保護者の方とか地域住民の方々が評価した結果が、この4ページの左側の評価点になっていると考えていいわけですか。

○西山指導室長 そうです。そういったものを総合的に判断して各学校で年度末に記入していただいております。ですから、基本目標1については、うちの学校では4点満点の中では3点だなとか、項目ごとに自己評価していただいているところでございます。

○森山委員 不思議な学校がありますよね、全項目にわたって4という。保護者の人も含めた評価が全項目にわたって4ということは、あり得ないでしょう。このアンケートそのものの信頼性が薄いです。評価をアンケートとして集計するのであれば、もう少し統一的というか、ルールを決めてやらないと、この結果をどう読んでいいのかということがわかりません。勝手気ままに全て4だと回答されても、評価のしようがないです、これはもう少し改善の余地があります。中央林間小学校の事例のように、このようなアンケートを出されるようになるほどだと思いますけれども、全てがこうではないということが、これを見るとわかって、少しがっかりするというか、もう少し何とかならないのかという気がします。

○青蔭委員長 篠田委員。

○篠田委員 1ページ目のこの最終的に出た平均の数字を見ても、本当にこれでいいのかなと思います。基本目標2にあります「確かな学力を身につけ学ぶ子ども」というところですが、小学校が3.05というのはすごく悲しい数字だなと思います。基礎力というところでは、中学校よりもさら

に上回ってほしいと思いますが、2 ページ目の取り組み事例を見たときに、課題などが幾つか挙げられていますが、何でこのような結果になったのかが一致しませんでした、この辺はどのように分析されていますでしょうか。

○西山 確かに、森山委員ご指摘のこの自己評価のところの4点満点の部分に
指導 については、やはり学校ごとの基準がかなり違っているというのが1つ起
室長 因しているかなと思います。かなり高いレベルの到達点を考えている学校と平均的なところとあると思いますので、そのあたりは今後改善していきたいと思っております。

課題についても、これは私どもで取捨選択しているところがございませぬけれども、この基本目標の2については、そういった先ほどの尺度の部分と関連いたしまして、少し合致していないというところはあると思います。課題の書き方についても今後改善をしていきたいと思っております。

○青 蔭 石川委員。
委員長

○石川 確認ですが、学校評価アンケートというのは、各学校に1枚配付して、担当者や教頭が回答を作成して役所のほうに集約したものと考えてよいでしょうか。それとも保護者のアンケート結果も含めてという話がありました、いかがでしょうか。

○西山 最終的には管理職の責任のもとに回答していると思っておりますけれども、
指導 学校評価の組織がございませぬので、そちらのほうで相談をしていただきながら、ここの記述または表記についてまとめていただいております。

○石川 要するに、学校1枚で、教職員なりグループなりが回答してきたものをここに集計したということですね。

○西山 そうです。
指導
室長

○石川 そうすると、この学校の場合には、全ての項目をうまくいったという形
委員 形で出されてきたと思っておりますので、この辺はやはり改善をしていかないと、信頼性が出てこないかなと思います。

それから、学校の評価の自己評価というと、中央林間小学校の事例はとてすばらしくよくできていて、よく判る内容ですけれども、一般的に保護者とか地域の方々にアンケートをとると、やはり総体的にはよしとすご意見が非常に多くなるわけです。それで、よしとするのかというところが一番の問題で、例えば今回のいじめの問題でも、いじめなんというのは本当に僅かなパーセンテージしか出てこないわけですよね。結局、ネガティブな意見をどのように取り上げるかというのが学校評価の場合には大事なところだと思うので、総体的にうまくいっています、皆様のご意見が総体的にいいですという報告だけでは、いけないと思います。本当に1%の子供たちが失敗したことが大きな問題になるということが学校の現状だと思いますので、そこをどう評価していくのかということを考えていく必要があると思います。

○西山 指導室長 確かにそのとおりだと思います。サイレントマジョリティといいますか、非常に少ない中で貴重なご意見というのも確かにございます。そういう中で、アンケートは基本的には記名としておりますが、無記名でやっているところもございます。そちらの表現をかなりの部分、引用してまとめているという学校もございます。なかなかお名前を書くということで、言いづらいこともあると思いますので、そのあたりを工夫しながらいろいろなご意見をいただくということも考えていきたいと思っております。

○青蔭 委員長 森山委員。

○森山 委員 大体、今の説明で判ってきましたが、いずれにしても、せっかく学校評価アンケートというものをしているのであれば、先ほど室長がおっしゃったように、PDCAの中のこれはCですから、Aにつながる、つまり、このチェックを受けてどういうアクションを起こすのかということにつながるものであってほしいと思います。ところが、残念ながら今お聞きしていると、そうはなっていないという感じがします。

学校の自己評価で教育委員会に出してくるこの4ページの表、これは真面目に書いてないところはかなりあります。全部3とか、全部4とい

うのは言語道断です。もうこれ以上改善の余地がないと言っているわけですから。信じられないようなアンケートです。これをそのまま受け取るということでは、指導室は仕事をしてないことになります。そういった学校にはやり直すよう、返すべきです。それも含めて、これは大いに改善の余地があると思います。

これは自己満足のための評価ではないのですから、学校の運営についてどのような改善が必要とされるのかということを見つけ出すためのものであるはずだとすれば、学校がこういう態度だとすると、僕は学校任せにすること自体が駄目だと思います。しっかりやり方を示さなければ、真面目にやらない学校がかなりありそうです。これは改善してください。

○滝澤 森山委員ご指摘のとおりだと思います。やはりこの4というのはあり得ない話であって、評価をするということは、出てきた課題を次の学校経営なり教育活動に生かすということですから、その分析が明確でない限り、学校の特性に合ったというか、学校の実情に合った教育活動が進化していかないということです。ましてや、そこに下敷きとして、教育委員会のほうから視点を決めて発信しているわけですから、その視点の決め方、それから集計の仕方、それからその方法論も含めて相当検討していかないと、単なる報告で終わっているような誤解を受けても仕方ありません。今のご指摘については来年度へ向けての課題にしていきたいと思います。

○青蔭 よろしくお願いいたします。

委員長 篠田委員。

○篠田 2 ページの取り組み事例を見ていて、基本目標 1 の 3 番にあります「特別支援校内委員会や児童生徒指導部等を中心として、ケース会議・支援会議等を定期的を開催するなど、組織的・計画的に取り組み、問題の早期把握と解決に努めた」というのを見まして、私も前回、学校訪問で中学校のほうに行かせていただいて、実際にこのような取り組みがきちんとされている学校があると思いました。しかし、全ての学校がこういった対応をしているわけではないというところで、やはり大和市内全

校がこのような取り組みができるような体制づくりというのが重要なのではないかと思います。これは教育委員会としての取り組みとなると思いますが、何かお考えはありますか。

○西山 校内委員会、それから児童指導部を中心としたケース会議等は、これは全ての学校でされております。巡回相談という部分については、昨年度は150回、ケースとしてありました。延べだともう少し多くなりますけれども。各学校でやはりチームで行うということについてはかなり一般化しているということで、私どもも必ず、支援教育に限らず、いじめ問題もそうですが、チームで対応するという中では、やはり校内委員会、それから児童生徒指導部会、こういったものを定期的に行うというのは大変重要なことだと考えております。今後もこういった定点観測というのでしょうか、問題が起きてから会議を開くのではなくて、毎回毎回開く中で、今回は余り対象者がいなかったけれども、今回については先週あった事案をみんなで検討しようとか、そういった定点観測的な形は大変意義があると思いますので、こちらについても推進していきたいというふうに思っています。

○篠田 ぜひお願いしたいのですが、やはりどうしても学校間で差があると思いますので、しっかり体制づくりがされている学校とそうでない学校、そうでない学校に何から始めるかというところで、一から始めるのはすごく時間がかかるかと思っておりますので、本当によくできている学校の体制を、全ての学校に一度把握していただくという、そういった機会があればいいと感じております。

○石川 少し雑談のようになってしまいますが、よろしいでしょうか。
委員

○青蔭 意見としてどうぞ。
委員長

○石川 最近、いじめ問題が相当報道されていますが、ある企業の人が言っていました。一般的な企業だったら、いいことをしても、1年でいろいろなところで真似されてしまうということです。そして、皆がそこまですぐ高まってしまうと。学校はそういうところではないという話でした。

確かに、オリジナルができなければ、いいことをやった学校の真似をしていくことが大事だという気がします。それを学校独自で何かやろう、何かやりたいと言いながら、実はなかなか進んでいかないのが現状なのかと思います。

○森山委員 おっしゃるとおりで、オリジナルを出せるようなことは本当に少ないです。だから、いかにうまく真似するかということが大半の企業がやっていることです。最もそのすぐれた会社がトヨタ自動車です。昔は松下電器もそうで、「マネシタ電器」と言われていました。ですから、トヨタでは、専門用語で言うとベンチマーキングと言いますが、一番いいことをやっている会社のまねを徹底してやります。すべての面で1番の会社のまねを全部できれば、うちの会社は絶対の1番になれるというのがトヨタの考えです。

私もそのような企業の中において、教育というこの中へ入ってきけると、その問題については、40年から50年ぐらい遅れているという感じがします。他人がいいことをやっても見て見ぬ振りをするということが多いですね、学校は。これは物すごく進歩が遅いですよ。ほとんどの文明というのはまず真似から始まっているのですから。

だから、そうしない文化があるのでしたら、真似をするように強く指導すべきです。なぜ、真似をしなくても済むかということ、真似をしなくても競争がないから潰れないからです。企業は潰れますから、必死になって真似をするのです。

○石川委員 ですから学校も、例えばいじめ対策にしても何でも、ここの学校はいいことをやっているということが判ったら、他の学校でもそれを真似するべきです。

○青蔭委員長 そう思います。

○石川委員 もちろん子供たちが違うし、いろいろ環境は違いますが、それを自分たちの環境に直して使うということはあってもいいと思います。

○青蔭委員長 学校評価についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。これは室長にまた頑張ってくださいよう、よろしくお願いします。

続きまして、少年洋上体験事業の中止につきまして、村井こども・青少年課長、よろしくお願いいたします。

○村 井 科 長
こども・青少年課長
それでは、少年洋上体験事業の中止についてですが、これについては特に資料はございません。口頭で説明させていただきます。

大和市の少年洋上体験事業は、平成16年度から教育委員会主催とで実施してまいりました。そして、使用してきた船が帆船「あこがれ」といって、日本有数の大型帆船で、362トン、50メートルの船でございます。この船は大阪市が所有しているものでございます。

大阪市では、ご承知のとおり、財政難などの問題から、橋下市長が廃止を含め、検討を指示した経緯がございまして、存続が危ぶまれておりました。平成24年の7月までは事業が実施されておりましたが、8月以降につきましては、7月に入っても未定ということで、見通しがどうしても立たないということで、やむなく中止といたしました。

話が持ち上がったころから実施できないことを予測いたしまして、実施時期をずらすことや他の帆船を当てるなどを試みたところでございましたが、どうしても折り合いが付きませんでした。また、来年度以降の見通しについては、大阪市の港湾局の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

○青 蔭 委員長
ありがとうございます。
質疑、ご意見等ございますでしょうか。
(「ありません」の声)

○青 蔭 委員長
ないですね。
ここでご報告申し上げます。会議時間を13時、1時までに延長いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、こども読書力向上プラン実施計画につきまして、井上図書館長、よろしくお願いいたします。

○井 上 図書館長
説明の前に訂正がございます。お手元に正誤表があると思いますが、目次の5番目、施策の目標を達成するための事業で、基本目標1、2、3と書いてありますけれども、これを基本方針の1、2、3、基本方針1、基本方針2、基本方針3に改めてさせていただきます。また、施策

の目標を達成するため検討する事業については、15ページとなっておりますけれども、17ページに改めてさせていただきたいと思います。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

この計画につきましては、本年2月の教育委員会定例会で決定されましたこども読書力向上プランを推進する事業を掲げたものでございます。この作成までの経緯でございますけれども、こども読書力向上プランに基づきまして、教育部、こども部、文化スポーツ部の事業所管課の担当で構成するこども読書力推進会議のワーキンググループがございまして、そこで素案作成を行いました。関係課との調整を経て、7月13日にこども読書活動推進会議の了承を受けたものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

まず、1の実施計画については、この計画はこども読書力向上プランに掲げた施策の目標の達成のための事業を掲げた計画であることを述べております。

2番目の計画期間につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間とすること、また次の3の進行管理では、この計画につきましては、こども読書活動推進会議が進行状況の点検・評価を行いまして、それを次の事業の改善につなげていくよう、PDCAサイクルで進行管理することとしております。

次の右のページでございますけれども、これにつきましては重点項目ということで掲げてございます。本計画期間におきましては、家読の推進を重点項目として、下のほうに関連する7事業を挙げてございます。

ページをおめくりいただきたいと思います。ここにつきましては、横長の資料に集約しておりますので、これに基づいて説明をさせていただきます。

全体として、事業の区分が充実、新規、継続とございますけれども、新規事業については14事業掲げてございます。充実する事業は20事業、継続する事業が12事業ということで、計46事業。最後に検討を要する事業ということで6事業掲げてございます。

それでは、基本方針ごとに説明させていただきます。

まず、一番左手の基本方針、これはこども読書力向上プランの体系に基づいて書いてございます。こどもの身近に本がある環境をつくりま
す、これは子ども図書活動推進のための環境や条件の整備についてで
ございます。

施策の目標が3つございます。それに基づきまして、まず施策の目標
(1)、いつでもどこでも本と出会えるしくみを整備します。これは、
子供の利用する施設で本を充実していくもので、実施計画の取り組みに
つきましては4項目掲げてございます。これは全てこれまでの事業を充
実させていくものです。

施策の目標(2)、学校図書館の魅力を高めます。これは、学校図書
館の読書環境の充実ということで、この中、5項目ございますけれど
も、③の蔵書新鮮度の向上が新規の事業でございまして、24年度から
購入時期を年間平均して買っていきこうということで、平成24年度から
実施してございます。⑤の中学校図書館施設の整備ということで、これ
は平成25年度に4校、平成26年3校ということで予定しておりま
す。

(3)の図書施設の機能を充実していきますということは、この内容
は、図書館、学習センター図書室の環境整備でございます。この中で6
項目ございますけれども、④の渋谷学習センターの図書室の充実とい
うことで新規に掲げてございます。子供の読書活動にかかわる展示やおは
なし会等の充実、近隣中学校との連携を進めていくものでございます。

1枚おめくりください。以下、基本方針2、こどもと本の出会いをつ
くりますということで、読書環境と子供を結んでいく事業について、具
体的な目標が5本ございます。

まず、一番上のところで(1)、家庭における読書活動を支援します
というのが家庭図書活動支援でございます。3項目掲げてございます。
これは先ほどの重点項目、掲げた中での事業が3つ該当するというこ
とでございます。

1つ目につきましては、家読の理解促進ということで、子供自身が家
読の理解促進のいろいろな掲示物だとか、パンフレットをつくって普及

させていこうというものでございます。

次のブックスタートの実施、これは継続でございますけれども、重点事業に掲げてございます。生まれて初めて親と子が読書に親しむ場でございますので、これを掲げてございます。これは月3回でございますので、年間36回。

3つ目の家庭での読書についての講座の実施ということで、これは2つございます。学習センターにつきましては、幼児家庭学級の中で年間1回は必ずやっていくこととしています。次は、図書館の事業でございますけれども、保護者を対象にした家庭での読書の講座ということで、年1回やっていくものです。本年度につきましては、6月21日に実施しまして、定員40名のところを43名のご参加がございました。山崎翠先生という講師を呼びまして、かなり感動的な内容だったという感想をいただいております。引き続き来年度以降も実施してまいります。

次の(2)、読書に親しむ機会を充実しますということで5項目挙げてございます。

1つ目の(仮称)赤ちゃんタイムの実施ということで、ここでは重点項目で新規に掲げてございます。これは今日、資料配付のみでありますけれども、実際はこどもタイムということで9月から実施することになりました。毎週火曜日、午前中の2時間、親子の利用を優先した時間帯を設けるものです。

続いて、こども図書関連イベントの実施ということで、学習センターで、こども読書週間で行った事業を実施していこうということで掲げてございます。

施策の目標の(3)、読書の習慣化への取り組みということでございます。これは3項目ございまして、新規事業が2つございます。2番目は学校の児童生徒に対しまして、図書館・学習センターの図書室の利用案内を来年度から配布をしていきたいと考えております。

3番目、読書活動推進キャンペーンの実施につきましては、指導室が中心になって行う読書感想文コンクールについて、図書館でも展示をしていこうということで、連携を考えております。

(4)、読書活動についての豊富な情報を提供しますということで、情報提供でございます。

6項目のうち、②、これが重点項目でございます。こどもの年齢に応じたブックリストの配布ということで、生まれてから高校生までのお薦めの本のリストを配布します。家読の関係のブックリストについても、この中で動いていきたいと思っております。

それから、③のこども向け図書館報の発行、④の図書館ホームページのこども向け情報ページの公開ということで、今までは一般向けの広報をしておりましたが、子供に特化した広報を実施していくものです。

施策の目標、(5)、読書の大切さの啓発を図ります、啓発事業でございます。

4項目ありまして、新規が2つ、①の読書フォーラム開催ということで、今年の10月20日に指導室が中心になって実施します。図書館も図書の展示や呼びかけということで参加いたします。

③読書の大切さを啓発する事業の実施ということで、リーフレットをつくりまして、子供に関係ある施設等に配布していくものです。

最後でございますが、3のこどもの読書活動をみんなで進めますということで、関係団体、地域等と連携して進めるというものです。

まず、(1)で、関係機関・団体等との連携を強めますということで、7項目でございます。

⑥が新規、これは保育園だとか幼稚園との協議の場をこども総務課で設けるということでございますので、図書館も参画していきたいということで掲げています。

最後、⑦が地域で推進する組織づくりということで、新規で重点項目に挙げているところでございます。これにつきましては、今年度、どういった事業をどういった組織に担ってもらおうのかということを検討して、この事業に着手してまいりたいと考えております。

最後ですが、(2)こどもの読書活動を支援する人材を育成しますということで、人材育成等について3項目、充実が2事業、継続が1事業でございます。

欄外でございますけれども、施策の目標を達成するために、本年度検討をして、結論を出しながら、来年度以降に着手していこうという事業を考えてございます。それが6項目ございます。

以上で体系の説明を終わらせていただきますが、また、実施計画の本編に戻っていただきまして、18ページに対象年代ごとに整理をした一覧表、また、19ページにつきましては、全般に係る事業ということで、判りやすく掲載いたしました。

最後に1点、お断りしておきたいのですが、実施計画につきましては、計画期間を5年間として、平成28年度まで掲げておりますが、この期間内に新図書館の開館や、総合計画の基本計画の改定などが予定されています。したがって、28年度までこの計画を固定するのではなく、そういった改定に合わせて必要な内容の変更をしていこうと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

- 青 蔭 委員長 ただいまご説明がございましたけれども、質疑等がございましたら、よろしく願いいたします。
- 篠田委員。
- 篠 田 委 員 質問ですが、3ページ目にあります基本方針1の3番、児童クラブなどにおける図書の充実ということですが、児童クラブ、放課後子ども教室のこどもの図書を購入しますということですが、学校によっては放課後子ども教室で図書室を利用している場合もあると聞いております。これは、放課後子ども教室で図書室を利用していない場合に、学校内に図書室があるのに、購入されるということでしょうか。
- 井 上 図書館長 学校図書館を使っている学校もありますし、これから使っていこうという学校もあると聞いております。ただ、現在、図書がないというところもあるようですので、これについては図書館から団体貸し出しで、ある程度まとまった図書を貸し出しているということがございます。いろいろな形態がありますが、購入や配本などの形で充実させていくことを考えております。
- 村 井 こども・ 今データは持ち合わせていないのですが、放課後子ども教室で、4校か5校、図書室を利用していこうという動きがあります。3階や4階な

- 青少年
課 長 ども離れた場所にあると難しいのですが、別棟や1階にあるところについては、学校の協力を得ながら、充実を図っていこうと考えています。また、児童クラブの図書室の内容もなるべく充実を図っていこうということです。この計画に沿った形で、こちらの方も努力をしていこうと思っております。
- 篠 田 全くそういった施設がないところでの購入ということですね。例えば
委 員 児童クラブでも、全てが学校施設内にあるわけではないので、外に児童クラブがある場合などについて、購入を想定しているということでしょうか。
- 村 井 児童クラブにおいては、部屋を確実に確保しておりますので、その中
ども・ に図書を入れる棚がありまして、その中に本をいれています。学校の図
青少年 書室とは別になります。
課 長
- 篠 田 学校図書館があるのにそこを使えないというのは、とても無駄なこと
委 員 だと思いましたので、子ども教室で本を充実させようということであれば、学校とうまく協議して、図書室を利用できるようにしていただきたいと思えます。
- 青 蔭 よろしくお願ひいたします。
委員長 ほかに。森山委員。
- 森 山 感想ですが。読書活動を盛んにするための施策として、これだけ見さ
委 員 せていただくと、何もかも書いていて、どこに重点を置いてやろうとしているのかということが、短時間で理解することが難しく、字を追っているだけで大変という感じがします。少しプレゼンテーションの仕方を考えてもらえないでしょうか。
- 例えば、家読を充実だけで相当な項目があります。家読といったときに、新たにこの部分に我々は力を入れるのだというところが、今のご説明からはなかなか判らないです。読書力の向上プランというのも、やっていることを全部書いたということですから、一体何にこれから力を入れようとしているのかというところが理解できにくかったと思っております、少し説明の仕方や、あるいは計画の仕方もそうかもしれないので

すが、重点化してもらえないかなというお願いです。

○井 上 一つの考えとしまして、こども読書力向上プラン自体がゼロ歳から1
図書館長 8歳までを対象としている中で、かなり広範囲な取り組みをしなくては
いけないということがありますので、項目としては多くならざるを得な
いと考えております。少しお時間がなかったので端折って説明してしま
いましたので、そのようなご指摘を頂いたものと思いますけれども、こ
こでやはり家読を重点にしていくということで、このための事業は7項
目掲げてございます。

基本的には、教育部、学校のほうでも非常に家庭教育に力を入れなく
てはいけないとなっております、教育の出発点とされています。読書
についても、やはり家庭での読書が、子供の読書活動を広げていく上で
有効であろうと、最も効果的であろうと考えております。そうした中で
は、ブックスタートに始まって親に至るまで家読を重点に置いた様々な
イベントや図書館での利用の拡大、そういったことをやっていくことと
しています。

家読については、ここで初めて打ち出すことですので、来年に2倍、
3倍になるのかというところは判りませんが、しかし、この事業につい
ては着実に年度ごとに水かさを増しながら、参加者を増やしながら普及
させていくという考えでございます。

○森 山 私が申し上げたことが余りご理解いただけなかったようで、残念で
委員 す。

○青 蔭 教育長。
委員長

○滝 澤 8ページの家庭における読書活動を支援しますと。①家読の理解推進
教育長 と。家読の推進でなくて、理解をさせるための推進ということですね。

○井 上 そうです。
図書館長

○滝 澤 この家読推進のためのキャンペーンというのは、具体的にどんなこと
教育長 を想定されているのか、担当のほうで案までもいかなくても、例示的な
ものがあったら教えてください。

○井 上 ここに書いてあるように、児童館やいろいろな子供が集まる
図書館長 ところで、子供自身に掲示物などをつくっていただくというのが一つの取
組みですが、家読推進のキャンペーンといった中では、例えば図書館で
の読書マラソンというものがあったり、今後どういう展開になるか判ら
ないですけれども、市によっては家読のマスコット、キャラクターの募
集をしているところもございます。そういった家読についての市民全体
への普及を進めていきたいという考えでございます。

○滝 澤 そういうことも大事だとは思いますが、やはりキャラクターをつくる
教育長 ことや、ポスター、掲示物を作成することで家読を理解するかといっ
たら、どう考えても家で本を読むという体験を通して理解をしていくとい
う認識をしていかないと、その周辺をいろいろ整備したとしても、なか
なか浸透していかないのではないかという不安があります。つまり、理
解が促進されないのではないかということで、この事業の検討と実施を
今年度と来年度にかけて行うということですので、その辺りをもう少し
深く吟味していただくよう要望したいと思います。

○井 上 わかりました。
図書館長

○森 山 私も全くそうだと思います。少し周辺が多過ぎます。だから判りにく
委員 いのです。

○滝 澤 家読の推進については、当然、市民との連携もありますが、特に小学
教育長 校との連携が必要です。例えばA小学校だったら、A小学校から各家庭
に具体的に発信をして、学校発の家読の運動を展開するというというこ
とです。これは保護者、PTAとの連携というのも入ってくると思いま
す。家庭の事情が千差万別で難しいですけれども、全ての子供ができな
いからということではなくて、できるところから実施していくという考
え方を持った学校もありますので、ぜひそういう学校とも連携を緊密に
図りながら、具体的に進めていただくと同時に、そういう学校が多くな
るように働きかけていただきたいと思います。教育部でも働きかけをし
ていきますが、そこはお願いしたいと思います。

○井 上 わかりました。

図書館長

○滝澤 教育長 もう1点。15ページのナンバー43、地域で推進する組織づくりを行いますとあります。この検討と組織づくりを24年度に行うこととなっていますので、この辺りに大分期待をしていますが、組織をつくる以上は、当然その組織がどのような活動をしていくかということも、ある程度青写真を描いているという認識でよいでしょうか。

○井上 図書館長 組織については、子供読書活動を行政、地域、学校が一体となって行っていく中では、地域で取り組む組織が必要だろうということで取り上げています。全国的にそのような取り組み事例が少ない状況ですが、平塚市で中学校区ごとにそのような組織があるということで、先日、視察に行っていました。内容的には学校が活動の現場になっている組織が主体だということで、家読を地域で普及していくものではありませんでしたが、参考になることもありました。今後、組織にやっていただきたい内容などを関係課とも協議しながらしっかり固めていきたいと思っております。一番早いのは、既存の組織に活動を担っていただくことですので、そういった組織にも働きかけて、早期に立ち上げられるようにしていきたいと考えています。

○滝澤 教育長 組織に任せてしまうのではなく、ある程度の工夫はしていただくけれども、図書館としても活動の内容や方向性は調整をしていくという理解でよいでしょうか。

○井上 図書館長 活動の方向性や基本的な部分は示したうえで、あとはその組織で、地域の状況に応じて展開していただくということになると考えています。

○滝澤 教育長 活動内容や組織づくりについて、有機的に機能するよう調整していただけたらと思います。

○井上 図書館長 わかりました。

○滝澤 教育長 全国でも事例は少ないということですので、大和で実施していくことは相当力が必要かもしれませんが、できるところからパイロット的な組織をつくって、地域から発信していくということをぜひやってください。

○青 蔭 次へまいりまして、よろしいですか。

委員長 西山指導室長。

○西 山 先ほど教育長からもございましたが、大和市のいじめ問題について簡
指 導 単に報告をさせていただきたいと思います。「いじめ問題に係る点検に
室 長 ついて」という資料をご覧ください。

今回の滋賀県大津市の中学校におけるいじめの事案につきましては、社会的に大きな影響を及ぼし、教育委員会事務局といたしましても大変憂慮しているところでございます。

まず、いじめは、どのような理由があろうと、決して許されるものではありません。また、いじめは、どの学校においても起こり得るものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応すべきものであると考えております。

大和市立小中学校における平成22年度のいじめの認知件数——23年度はまだ発表できない状況でございます。22年度のいじめの認知件数につきましては、小学校で48件、中学校で41件となっております。経年変化でいいますと、ここ数年少なくなっております。解消率で申し上げますと、小学校で97.9%、中学校で95.1%となっております。ちなみに、県の平均は91.8%です。

今回の事案を受けまして、指導室の対応ですけれども、まず、7月13日に小学校長会、それから7月17日に中学校長会がありましたので、私から、今お配りした「いじめ問題に係る再点検について」という文書をもとに、点検のための留意点について指導・助言を行いました。

その留意点ですけれども、4点ございます。

まず1点目、指導体制の整備です。いじめを学校全体の問題としてとらえ、日常的にチームで対応できる体制づくりと、問題が発生した際の対応方法を確認すること、これがとても重要です。

2点目、教育指導です。ふだんから道徳や学級指導の中で、いじめは決して許されないという認識を児童生徒と共有することです。

3点目、これが最も大事ですが、早期発見と迅速な対応です。日ごろの観察や相談などの機会をとらえ、児童生徒のちょっとした変化に気づ

くことができるように、教師の心のアンテナを常に研ぎ澄ましていくことが大切です。また、いじめに関するアンケートも有効とされておりますが、本市ではほとんどの学校がいじめのアンケートを年間2回から3回実施しています。中にはもっと多く実施している学校もございますが、このようなアンケートを実施しております。

4点目。夏季休業中における相談活動の充実です。日ごろ学校では、なかなか気にかけていても相談活動が実施できていないという、難しい状況がございます。休業中の落ちついた時間の中で、家庭訪問を実施してじっくりと相談をしたり、ケース会議を開いて専門の方のご助言をいただいたりということは大変有効でございますので、ぜひともこの夏季休業中の時間を活用してほしいとの周知を図りました。

また、2つ目ですけれども、今月17日には大和市教育委員会教育長名で各小中学校長に対しまして、「いじめ問題に係る点検について」という依頼文書を発出いたしました。内容としましては、先ほどの留意点の周知とあわせまして、点検票を用いた学校におけるいじめ問題の緊急調査を行うというものです。国と県の調査もありますけれども、まだこの時点ではございませんでしたので、市独自で行いました。

現在、各学校からの報告を分析中ですが、これまでのところで大まかな結果についてご説明いたします。小学校では、「教育相談体制が整備され、適切に機能している」や、「いじめの把握に当たって、スクールカウンセラーや養護教諭との連携に努めている」という項目については「十分取り組まれている」と回答している学校が多くありました。

その一方、「インターネットを介したいじめの問題への対応」や「いじめ問題について保護者や地域住民との連携の推進」といった項目が課題として挙げられております。

中学校では、「いじめられている生徒を徹底して守り通すということ」を言葉と態度で示す」や、「いじめを発見した際は的確に対応する」という項目で、「十分取り組んでいる」という答えが数多くありました。

一方、課題としましては、「カウンセリング実習など、実践的な校内研修の実施」や「生徒会などの場を利用して、生徒が主体的にいじめ問

題に関して取り組む場を設ける」といった項目で取り組みが弱いという傾向が見られました。

今後は、報告をさらに精査した上で、その結果につきましては、各校長会を通して学校のほうに周知していきたいと考えております。また、今回課題が明らかになった項目につきましては、早い時期に研修会、それから担当者会などを通じて具体的な対応を行ってしていきたいと考えております。

○青 蔭 ありがとうございました。

委員長 ただいまご報告がございました。教育指導につきまして、4項目に分けてまして細やかにフォローしていただいていると思いますが、何かご質問等はございましたら、よろしく願いいたします。

○滝 澤 補足ですが、このいじめの問題については、学校にさまざまな指導をしていきますけれども、これは学校だけの問題という認識では決してなくて、未然防止と早期発見・早期対応について、教育委員会のほうも機動力を発揮して、学校と連携をしながら、一人一人の子供の最善の利益を図っていくにはどういうシステムが必要かという、こういう視点に立って、教育委員会のほうも学校と連携をして対応していきたいということで、改めて発信をしたという状況でございます。いじめはどこの学校でも、誰にでも起こるという特性を持っておりますので、そういう視点に立って教育委員会のほうも学校指導、または連携をしたなかで問題の解消に取り組んでいきたいと思っております。

○青 蔭 ありがとうございます。

委員長 森山委員、お願いいたします。

○森 山 今回の大津でのケースを見ていても、学校がどうしても保身的というか、初期の教師の対応が適切でなかったということが判っていても、なかなかそれを認めなかったところが、大きくこじれた一つの原因になっていて、このようなことを起こさせないようにするにはどうするのかということが、事を大きくしないということでは、一つの課題のような気がします。

○青 蔭 そうですね。

委員長

○森山委員　そこが、今、教育長が言われた、単に学校任せではなくて、教育委員会としてもというところを少し考えないと、やはり学校任せにしていると、教師の対応が問題だった場合にそのことを明快にするのは相当エネルギーが要ることですので、やりにくいことだという感じがします。例えばチームで対応しても、やはり難しい気もしますので、何か改善する方法を考えなければいけないと考えております。本当は、保護者とこじれそうになったときには、なるべく早い段階で第三者が入ることも考えないと、この問題は一旦こじれると大変なことになるということが今回よくわかりましたから、少し考える必要があると思っています。

○青蔭委員長　そうですね。

○滝澤教育長　森山委員がおっしゃった、第三者という部分は具体的にどのようなイメージをされていますか。

○森山委員　僕はまず、教育委員会の事務局から、事務員か臨床心理士、あるいは別の専門的な職員を派遣して、本当はどういうことが起こったのかということ判定していくということがあると思います。弁護士が行くようなイメージではありません。本当は、教育委員会の誰かが行って裁ければ一番いいのですが、なかなか大変かもしれません。

ほとんどの企業の不祥事やら学校のこのような問題というのは、最初に隠蔽するというところから始まって、事が大きくなります。ただ、自分の身内の問題をさらけ出すというのは大変エネルギーが要るものから、そこを少し身内意識のやや薄い人にやってもらうという必要がありそうだと、こういうことではないかなと思います。

○青蔭委員長　そうですね。
教育長。

○滝澤教育長　今、森山委員おっしゃったとおりですね。教育委員会のほうでは指導室がその部分をきちんと受け持っていますし、相談室にもそのようなスタンスはありますから、これらの部署が学校と連携をするということは、そのような動きをしていくということですので、単に学校に任せて

おくということではなく、事が起きたときの初動対応としては、そのようなシステムになります。

それを未然に防ぐという意味、早期にキャッチするという意味では、やはり先ほどの不登校対策と全く同じだと認識しています。つまり、繰り返しますけれども、そういう問題は人と環境の相互作用で起きるということです。この視点に立って、どのような対応が必要かということについて、平素からシステムをつくって対応する必要があります。ここにはやはり教育という視点の専門家もあれば、臨床心理士という、人の心に焦点を当てて専門的に対応する人。もう一つは福祉という、環境と人という広い観点から事象や問題を見るという人。こういう専門性のある人たちがいろいろな視点から問題やその子供の困り感をとらえるというところから、いじめの早期発見や早期対応の手立てが具体的に出てくると考えています。

ですから、不登校もいじめの問題も複合的な原因がありますから、そういう専門性の高い方たちを配置して、機動力を発揮する仕組みをつくるということで、いじめ・不登校について、早期発見・早期対応・未然防止という態勢ができるだろうという考え方を持っています。したがって、その辺りの条件整備を早くして、しかも機動性を持って対応できるという、仕組みづくりが急務だと思っております。

そのうえで、万々が一、不幸にして大津のような問題が起きてしまい、やはりこれは教育委員会の調査や学校の調査が足りないということで、結果として出てきたときには、やはり透明性の担保と保護者の心情、もっと言えば、お亡くなりになった子供に対してどういう対応をしていくかということでは、これは教育委員会と学校だけではできないと思います。当然、そこには第三者機関的なものを入れていかなければいけません。これはあつてはいけないことですが、万々が一、起きた場合、不幸にして起きてしまった場合の対応について、現在、教育委員会でも検討を行っておりますので、まとまりましたら、お知らせしたいと思います。

○青 蔭 そうですね、ぜひお願いします。

委員長

○滝澤 教育長 検討については、もう対応をしております。例規の整備、それから第三者機関のメンバーなど、具体的にどのような形ができるかということについて作業を行っています。

○青蔭 委員長 そうですね。時間をかけずに進めていただきたいと思います。
石川委員。

○石川 委員 先ほどから話が出ているように、いじめ問題はどのような子にも起こり得るし、どんな学校でも起こり得るという認識をまず持つ中で、なるべく起きないように、起きた場合にはできるだけ早く次善の対応ができるようにしておくことが望ましいだろうと思います。そのためには、子供たちの声をしっかりと教員がキャッチできる体制をつくっておくことが大事で、要するに、今回の件でも、子供たちも事前にはほとんど判らないし、本人もなかなか言わないというようなことがありますし、また、友達から「いじめがあったよ」と言っても、教員の中ではそれはけんかだと言ったとか言わないとかという話もあるので、本当に小さなことでもキャッチできる体制が必要です。

本人はなかなか言えないと思います。また、いじめている本人はもちろん言わないです。いじめじゃない、ジョークだよ、遊びだよと言ったりするし。そうすると、じゃあ誰が言うかということ、友達や周りの子供たちが見ていて言ったりしますが、それを教師側がどう受けとめるかということがすごく大事で、そこを教師にきちっと指導していかなければいけないし、お互いがそのように認識することが大事だと思います。

それで、いじめが起きたら、それこそ先ほどからお話をしている体制で動くということだと思います。初期対応が一番重要です。初期対応をどうするかということで決まってくる気がします。

○青蔭 委員長 そう思います。そこに尽きると思います。

○篠田 委員 早期発見ということでは、子供に近い先生とあとは家庭のほうだと思います。今回、点検についてということで学校に出していますが、保護者に対してはそういったことは考えていないのでしょうか。

○西山 指 導 室 長 いじめに関しては、リーフレットを毎年、新たな1年生と保護者に配布しております、このようなサインということで、急にお話をしなくなったとか、いらいらし始めるとか、何か聞かれたら隠そうとするとか、そういった兆候があった場合には、少しいじめについて疑ってくださいということをやっております。これからも保護者に対して、フォーラム等もございますので、広く理解を進めていきたいと思っています。

○篠田 委 員 保護者のほうでも内に秘めてしまって、なかなか言いにくいこともあるかと思いますが、やはり教師との連携ということで、発信しやすい状況にして、保護者のほうもそのように思ってくれたらいいと思います。

○滝澤 教育長 いじめは4層構造があるとよく言われます。いじめられる子供、いじめめる子供、それから積極的にそれをはやし立てる子の集団、それからそれを傍観する子という4層構造によって、いじめられている子供の自尊心とか自己肯定感がことごとくつぶされていきます。そうして、結果的に、子供が学校へ出られないように追い込んでいく。それから、犯罪、金品だとか暴力だとか、そういう方向に行ってしまう。

やはり、いじめをしている子供たちの側に立って、この子供たちもある面、生育歴の中で非常に苦しい思いがあって、そういうことをして溜飲を下げるということになれば、そのいじめをしている子供たちの遊び感覚というような認識の仕方、それからいじめをして困っている子供を見て、そのままはやし立てる集団という、こういう構造化したものがあります。やはり教育そのものの充実、そういった一人一人の子供を大事にするという視点、人権を守るという、そういう視点で教育活動がなされていかないと、これは相当問題があると思います。

したがって、いじめめるのも子供ですし、いじめられるのも子供たちですから、やはりここには、先ほど学校が家庭や地域と連携をしていく部分が弱いということが室長から報告がありましたけれども、このことについては、大和市として今何らかの形で発信して、学校も含めて、大人がそこをどう見ていくか、どう対応できるか。なかなか難しい部分ですけども、こういう対応が必要になってくるのではないかなという感じがします。そういうことも課題になろうかと思いました。ですから保護

者、市民に向けて発信をすることも必要になってきます。

○青 蔭
委員長

ありがとうございました。

大変重い問題ではございますので、また、我々教育委員も本当に自分の身に置きかえますと、まずもって自分の身をもう少し引き締めようと。それから、泣いて馬謖を斬るという言葉がございますので、まずもって我々の身内から厳しく事を当たっていかないと、事は解決していかないと思います。

それからまた、青少年相談室にこういう相談員がいるんだよと。学校の先生に相談できなかつたら、こういう方がいるんだよという。人数が少なくて大変かと思いますが、そこにスポットを当てて、君たち1人じゃないんだよということを、一般のご家庭にもしっかりとお伝えすることをもっと盛んにしたいと思っております。

ほかによろしいでしょうか。この問題につきましては、再度また改めまして回を重ねて論じますので、よろしく願いいたします。

委員の方からほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「ありません」の声)

○青 蔭
委員長

特にないようでございますので、8月の会議の日程をお知らせ申し上げます。

8月定例会は8月22日(水曜日)、午前10時を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎閉 会

○青 蔭
委員長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて教育委員会7月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後12時40分